

監査公表第 14号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の連絡があったので、次のとおり公表します。

令和3年11月25日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

監査結果の措置対象

総務部 財政課

監査結果報告年月日

令和3年11月18日

監査結果に対する措置通知年月日

令和3年11月24日

講じた措置等の内容

【総務部財政課】

意見1

各課で行われる随意契約について、前年踏襲されている案件が多く見受けられる。仕様、環境の変化があるものが、現状適切な契約になっているかの検証をするよう、引続き随意契約のガイドライン説明会等で周知されたい。

措置内容

前年度に引き続き契約事務に関する説明会を開催し、今年度は特に随意契約の適正な取扱いについて集中的に周知してまいります。

意見2

内部統制に基づく業務手順書の作成については細かい部分まで作成されているが、さらに業務上の様々なリスクを洗い出し、その対応について網羅するものに見直されたい。また、一年に一回は見直しを行い、作成した日及び更新した日などの日付を記入し、次回見直す際に経緯がわかるようにされたい。

措置内容

業務手順書の見直しを定期的に行うと共に、作成日、更新日などを漏れなく明記いたします。

意見3

回議用紙、決裁カード、供覧カードについて未記入箇所のあるものが散見される。作成については各項目を確実に記載し、記入漏れがないよう作成されたい。

措置内容

記入不要箇所については斜線を引くことを徹底し、記入を要する箇所を明確化したうえで、記入漏れのないよう十分注意して作成します。また、作成者以外の職員は未記入箇所の有無を意識的に確認した後に押印するよう取り組みます。